

島根大学 ネーミングライツ事業 パートナー募集！

島根大学はこの度、教育研究環境の充実や、企業等の皆さまとの相乗効果による産学連携の促進、地域・社会への貢献を目的として、ネーミングライツ（命名権）制度を導入しました。本学のネーミングライツ制度導入の趣旨にご賛同いただけるパートナーの皆さまを募集しています。

<パートナー（命名権者）決定の主な流れ>

1. 企業等の皆さまから、命名権取得を希望する本学の施設等を提案していただきます。
2. 本学において、対象施設等の選定・事業実施を決定し、パートナーを募集（公募）します。
3. 学内における審査委員会の審査を経て、学長がパートナーを決定します。

メリット1

企業等の皆さまの**知名度アップ・イメージアップ**に貢献します！

命名権料は、本学の教育研究環境の充実のために活用されます。企業等の皆さまの地域・社会貢献活動としてアピールできます！

メリット2

企業等の皆さまの**認知度アップ**に貢献します！

命名された別称等は、学生が日常的に愛称として親しむほか、看板やサイン等により日常的に企業名に触れることで身近な存在となり、企業等の皆さまの採用活動に効果的です！

例えば、このような施設等に別称等を付けることができます。

施設



講義室



課外活動施設



その他構内



(例示している施設等に別称等を付けることを確約するものではありません。)

詳細は大学ホームページをご覧ください。ご連絡をお待ちしています！！
<https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/donation/namingrights/>

【お問合せ先】 国立大学法人島根大学 財務部財務課

〒690-8504 島根県松江市西川津町1060

電話：0852-32-6023 メール：fad-zaimu@office.shimane-u.ac.jp



▲詳細はこちら



人とともに 地域とともに
島根大学
SHIMANE UNIVERSITY